

## 証券取引法(有価証券)及び類似する投資サービスにおける投資家保護

## 証券取引法第2条

## 第1項

- 第1号 国債  
 第2号 地方債  
 第3号 特別の法律により法人の発行する債券(農林債券、商工債券)  
 第3号の2 SPC法に規定する特定社債券  
 第4号 社債券  
 第5号 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券  
 (日本銀行への出資証券)  
 第5号の2 優先出資証券、優先出資引受権証書  
 第5号の3 SPC法に規定する優先出資証券  
 SPC法に規定する新優先出資引受権証書  
 第6号 株券、新株引受権付証書、新株予約権証書

第7号 投資信託の受益証券  
外国投資信託の受益証券

第7号の2 投資証券、投資法人債券、外国投資証券

## 第7号の3 貸付信託の受益証券

第7号の4 SPC法に規定する特定目的信託  
の受益証券

- 第8号 内閣府令で定める約束手形(CP)  
 第9号 外国証券・証書  
 第10号 外国法人の発行する証券又は証書で内閣府令で定めるもの  
 第10号の2 オプションを表示する証券又は証書(カバードワラント)  
 第10号の3 外国預託証券・証書(DR)  
 第11号 流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を  
 確保することが必要と認められるものとして政令で定める  
 証券又は証書

## 第2項

本文前段 みなし有価証券(登録国債)

第1号 銀行等の貸付債権を信託する受益権  
のうち政令で定めるもの(住宅ローン  
債権)

第2号 外国法人に対する権利で前号の性質を有するもの

第3号 投資事業有限責任組合契約に基づく  
権利又は民法組合匿名組合契約で  
あって政令で定めるもの

- 第4号 投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利  
(外国)  
 第5号 流通の状況が前各項の有価証券に準ずるものと認めら  
 れかつ同様の経済的性質を有することその他の事情を  
 勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認  
 められるものとして政令で定め **金銭債権**

## 第20項 有価証券先物取引

第21項 有価証券指数等先物取引

## 第22項 有価証券オプション取引

## 第23項 外国市場証券先物取引

## 第24項 有価証券先渡取引

第25項 有価証券店頭指数等先物取引

## 第26項 有価証券店頭オプション取引

## 第27項 有価証券店頭指数等スワップ取引

有限会社及、(合同)、合名、合資会  
社の出資持分変額保険  
【保険業法】【信託受益権】  
【信託業法】【商品ファンド法】  
信託型商品ファンド  
民法組合理型商品ファンド  
匿名組合理型商品ファンド【不動産特定共同事業法】  
民法組合理型不動産特定共同事業契約  
匿名組合理型不動産特定共同事業契約【その他の民法組合  
商法】  
匿名組合  
ライメンファン  
ド  
アイドルファン  
ド  
音楽ファン  
ド  
等

学校債(金銭債権) 病院債(金銭債権)

【金融先物取引法】  
金融先物取引、店頭金融先物取引、  
為替先渡取引、直物為替先渡取引(外国  
為替証拠金取引)、金利先渡取引、金利  
為替オプション取引

金利・為替スワップ取引

は、投資家保護の制度が個別の法律により設けられているもの  
 (注) 第161回臨時国会提出法案ベース